第38回コンプライアンス委員会議事次第

令和3年11月15日(月) 役員部課長会終了後 特別会議室(Web 開催)

- 1. 開会
- 2. 議題
 - (1) 令和3年度コンプライアンス推進計画の取組状況について
- 3. 閉会

「令和3年度コンプライアンス推進計画」の取組状況について

※枠内は「令和3年度独立行政法人農業者年金基金コンプライアンス推進計画」

○ 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

1 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

各室部業務におけるコンプライアンスに対する職員の意識向上を図るため、管理職は、 職員との業務打ち合わせ等の際に、コンプライアンスの重要性についての啓発を図る。

コンプライアンスに対する意識向上、利害関係者との適切な関係の保持のため、会議、研修会、出張前に倫理の留意事項について職員間で再確認を行った。また、本年4月以降、新たに基金役職員となった者に対しては、コンプライアンスハンドブックを配布しコンプライアンスの重要性について改めて周知した。

適正な業務執行確保の観点から、マニュアルの整備等を行うとともに、全職員が閲覧 可能となっている共有フォルダ (フォーラム) にマニュアル等を格納して他業務の取組 みも参考にできるよう情報の共有化を図っている。

○ コンプライアンス推進計画の項目に基づく研修の実施

2 コンプライアンス推進に関する全体研修会の実施

コンプライアンスや情報セキュリティ・個人情報の保護等に関する理解と認識を深めるため、外部講師等による研修会を開催する。

コンプライアンス研修については、全役職員等を対象に11月以降に e-ラーニング 形式で実施予定としている。

情報セキュリティ及び個人情報の保護に関しては、4に記載のように全役職員等を対象にした情報セキュリティ研修及び個人情報保護研修を10月~12月に実施。

また、全職員を対象とした9月のストレスチェック実施に先立ち、ストレスチェック 実施前研修(8月と9月に計8回)を開催し、ストレスの受け止め方や立ち直り方法に ついての内容を含めた研修を実施した。

3 新任者コンプライアンス研修の実施

基金におけるコンプライアンス遵守事項等を集約したコンプライアンスハンドブック 等に基づく研修を、基金採用者に対して速やかに実施する。

新任採用職員を対象としたコンプライアンス研修については、次のとおり実施した。

- 4月1日の採用者(対象者11名)4月7日及び8日
- ・ 中途採用者について、11月の採用者(課長補佐)については、コンプライアンス

ハンドブックを配布し内容を説明し、別途、翌年4月の採用者と合わせ研修を実施 予定。

・ 7月と10月の採用者(役員)については、コンプライアンスハンドブックを配 布、所管事項説明の際に倫理関係の説明を行った。

4 情報セキュリティ・個人情報の保護に係る対策の充実

基金におけるコンプライアンス確保において重要性が高い情報セキュリティ水準の向上及び個人情報の保護を図る観点から、研修を実施するとともに、必要に応じ関係規程の見直しを行うほか、サイバー攻撃等への対策について充実を図る。

- ・ 情報セキュリティについては、新任採用職員を対象とした研修の中で実施した。 4月1日の採用者(対象者11名) 4月8日
- ・ 情報セキュリティ水準の向上のため、全役職員等を対象とした情報セキュリティ研 修及び個人情報保護研修を10月~12月に実施。
- ・ 情報セキュリティインシデントが発生した際、適切に対応するための「情報セキュリティインシデント対応訓練」を、CSIRT 関係役職員を対象に12月に実施。
- ・ サイバー攻撃等への対策については、全役職員等を対象とした「標的型攻撃メール 訓練」を8月及び11月に実施。
- ・ 全役職員等を対象とした総務省主催の「e ラーニングによる情報連携に向けた研修」 については、年度内に受講予定。

〇 内部監査の充実

5 内部監査の実施

内部監査の実施に当たっては、業務運営におけるコンプライアンスの推進の視点を含め引き続き監査を実施する。

4月に策定した令和3年度内部監査計画に基づき、基金の業務を監査することとし、令和2年度においては2月に期末監査を実施し、リスク評価及びその発生状況を踏まえ設定した対象業務等における法令等の遵守状況等について監査を行った。

〇 危機管理の徹底

6 危機管理の徹底

コンプライアンス事案が発生した場合には、役員の指示の下、速やかに事実関係を確認 し、適切に対処するとともに、再発防止策を検討・実施する。 今年度において、現在(10月末)までコンプライアンス事案の発生はない。 なお、コンプライアンス運営の強化を目的に策定した公益通報者保護管理規程を基金 ホームページに掲載し公表している。

〇 適切な情報提供等

7 コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、倫理 規程等を役職員が閲覧可能なフォーラムに掲載するなど関連情報の提供を積極的に行 う。

役職員に対して「各種研修資料」、「コンプライアンスハンドブック」、「出張時における役職員の倫理に係る留意事項について」などについて、フォーラムに掲載している。

8 コンプライアンスに関する情報の公開

基金のコンプライアンスに関する情報公開を進めるため、コンプライアンスに係る推進計画、コンプライアンスの推進のために講じた措置についてホームページで公表する。

令和3年度のコンプライアンス推進計画については、令和3年3月のコンプライアンス委員会を経てホームページに掲載済みである。また、コンプライアンスの推進計画の取組状況については、委員会開催の都度速やかにホームページに掲載し、情報公開を行っている。